

大分県報

令和七年
十月一日
号外（六一）

（水曜日）

目次

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月一日

大分県人事委員会委員長

和

田

久

継

大分県人事委員会規則第二十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「法務班室長補佐」を「法務班主幹」に、「室長補佐に」を「主幹に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年十月一日

大分県報号外（人事委規則）